

改正

令和7年3月28日告示第21号

みやき町ものづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における新たな事業の創出を促進し、地域の商工振興を図ることを目的として、中小企業者に対し、みやき町ものづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税 不特定多数の人がインターネットを介して、事業提案者に対して資金の提供を行うことを希望し、町に対してふるさと納税を行う仕組みをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第7条の規定により採択された者（以下「採択事業者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者
- (2) 自らが事業の実施主体である者
- (3) 個人事業者の場合、町内に住所を有すること。法人の場合、町内に本店又は支店の住所を有すること。
- (4) 町内に事業所を設置し、継続した事業活動を行うことができる者
- (5) 町税の滞納がないこと。
- (6) みやき町暴力団排除条例（平成24年みやき町条例第1号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項を全て満たす事業とする。

- (1) 町内で実施し、新たな事業の創出及び地域の商工振興等に資すること。
- (2) 町内の技術、産品又はサービス等を活用した新商品開発であること。
- (3) 開発する新商品について、原材料の主要な部分（商品価値の半分以上を占める原材料）が町内で生産されていること又は製造、加工その他の工程のうち主要な部分を町内で行い、相応の付加価値（半分以上の付加価値）が生じていること。
- (4) クラウドファンディング型ふるさと納税により、寄附を受けた額（以下「寄附額」という。）が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うこと。
- (5) 寄附額の目標額が250万円以上であること。
- (6) 事業完了後、当該事業のクラウドファンディング型ふるさと納税の返礼品として、事業で開発した商品を寄附者に速やかに提供すること。なお、返礼品の提供にあたっては、みやき町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要綱（令和4年みやき町告示第63号）の規定により、町長から返礼品取扱事業者決定通知を受けること。
- (7) 国、県又は町等の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- (8) 政治的活動及び宗教活動を目的とする事業でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるものとする。

- 2 前項に規定する補助対象経費は、初期導入費用に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、寄附額の10分の5以内の額又は前条の規定により算出した額のいずれか低い額とし、5,000万円を限度とする。

- 2 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は、みやき町ふるさと寄附金基金条例（平成20年みやき町条例第15号）に基づき管理するものとする。

（事業計画申請及び審査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める公募要領に基づきみやき町ものづくり事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるみやき町ものづくり事業補助金審査委員会の審査を踏まえて、事業の採択又は不採択を決定するものとし、その結果についてみやき町ものづくり事業採択通知書（様式第2号）又はみやき町ものづくり事業不採択通知書（様式

第3号)により通知するものとする。

- 3 町長は、事業の採択に当たり、必要があると認めるときは、前項の通知に必要な条件を付することができる。

(クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附募集の実施)

第8条 町長は、採択事業について、町が登録しているインターネットポータルサイトに掲載し、一定期間、資金提供者からの寄附を募るものとする。

(補助金の内示)

第9条 町長は、予算の範囲内で補助金の交付予定金額を決定し、みやき町ものづくり事業補助金内示書(様式第4号)により採択事業者对内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 採択事業者で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条に規定する補助金の内示後、みやき町ものづくり事業補助金交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、みやき町ものづくり事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前にみやき町ものづくり事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の実施期間を延長しようとするとき。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日を超えることはできない。
- (3) 補助対象経費の区分ごとの配分額を20パーセントを超えて変更しようとするとき。
- (4) 補助金の交付決定額の変更を受けようとするとき。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更可否を決定し、みやき町ものづくり事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

る。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにみやき町ものづくり事業補助金実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定し、みやき町ものづくり事業補助金額の確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後に交付する。

2 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、みやき町ものづくり事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 法令、条例又はこの要綱等に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金返還請求があったときは、町長が指定した期限までに、町長が定める方法により補助金を返還しなければならない。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(施設等の維持管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により整備した施設等の適切な維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 規則第21条の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第21号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費	内容（主な事例）	補助率
施設整備費	施設整備に必要な工事費（土地代を除く。）	4分の3以内
機械装置費	機械装置の購入費	
原材料費	試作品の開発に必要な原材料の購入費	
性能検査費	性能検査を外部機関で行う経費	
技術導入費	特許権等の知的財産権の導入（知的財産権を所有する他者からの取得等）に要する経費	
知的財産権関連経費	特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用（特許庁に納付する手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く。）	
使用料及び賃借料	物品・機器のリース料	
委託費（町内事業者への委託に限る）	パッケージデザイン委託費、試作品の加工委託費	
備品費（取得価格が10万円以上）	備品の購入費	
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金	

ただし、以下のものは対象経費には含まない。

補助金の交付決定前に発生した経費、消費税、地方消費税及び海外付加価値税